

Title	校定出雲國風土記(島根懸皇典講究分所編纂)
Sub Title	
Author	松本, 信廣(Matsumoto, Nobuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.1 (1930. 3) ,p.165- 165
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300300-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の熱烈なる人間的認識の要求のために、神を奉齋すべき家柄に生れながらしかも神を認容することが出来ず、自然科學を棄てゝ心理學を求めたのであるが、これにも（當時の）満足できず疑惑を抱き煩悶を重ね遂に心理學を實踐的認識の方法によつて確立した人である（城戸氏叙文）それだけに文化の個性こそその解釋に於ても特徴があると同時に缺點も亦あらうと思ふ（例へば氏の所謂 Modus はアブリオリに與へられたものであつて、それを規定する基準は何等存しない。高天原といふ一つの表象内容は、古代日本人に之つては天つ神たちの神つごひにつごひをる天上の場所であるそこには彼等の世界觀—自然哲學—の特殊の Modus があるのである、この Modus に於いては高天原は神々の住所として最も現實的な生きた意味形態なのである、といはれるが、この特殊な Modus の標準は何であらうか、又この Modus に於いては高天原は神々の住所として最も現實的な生きた意味形態なのであると云ふ事も不明瞭である。

この方面に興味を持たれる大方に一讀をおすすめする次第である。（四六版本文四一九頁、定價二圓八拾錢、淺草區北仲町二番地 故文學士今井貢遺稿刊行會）（淺子勝二郎）

校定出雲國風土記（島根縣皇典譜）

標註古風土記（常陸）（栗田寛著）

出雲風土記の從來の傳本に誤謬多きを慨し、出雲大社々務所内島根縣皇典講究分所においては大正十年以來その研究會を起し、

二十數種の本を蒐集し、校訂に從事し、前後八年を費して本書を編纂した。解題索引を附し、別に天平時代の出雲國想像圖を附してある。

記紀が中央所傳に偏したるに對し、風土記は、地方の所傳を探尋し、古代の神話信仰習俗を理解するために無盡の資料を呈供してくれるることは云ふまでもない。然るに此古典の研究が從來あまりに等閑視され、嚴密な校勘も行はれてゐなかつたことは遺憾であつた。今やその中の出雲國風土記だけでも同地方居住の篤學者の手により校定出版せられたことは悦びに堪えない。かの民俗學上の大問題であり、折口教授によりその名篇「水の女」中に取扱はれた三津郷の條「其津の水沼於（？）而御身沐浴坐（マサニテ）」も「其澤水治於而、御身沐浴坐（マサニテ）」となつてゐる。次の行の「其水沼出而用ひ初むるなり」「其水汲出而用初也」も「其水汲出而用初也」となつてゐる。校定の結果をもつてたゞちに絶對的に眞なりと見ることは出來ないが各異本の異同を上欄に標記してゐるから研究者に之つて取捨選擇上至極便利である。古代研究に從事する諸彦の是非一本を座右に備へられんことを希望する。（和本半紙版特製本金貳圓普通本金一圓二十錢 送料金六錢）（松本信廣）

栗田氏の標註古風土記が、同書の研究者に重んぜられてゐること云ふまでもないが最近その價ひが漸く不廉であり、世人は、そ